未収金目標及び具体取組内容の一覧

所属：総務局

頁	債権整理番号	債権名	担当・事業所名（連絡先）
1	003	退隠料・遺族扶助料の過払い返還金	人事部給与課（共済グループ）（06-6208-7547）
3	005	過年度退職手当の戻入金	人事部管理課 （06-6105-2053）
5	007	過年度給与の戻入金	行政部総務課（総務グループ）（06-6208-7411）

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	総務局	担当・事業所名	人事部給与課共済グループ	債権整理番号（3ケタ）	003	債権区分	非強制徴収公債権（非強公）	債権名	退隠料・遺族扶助料の過払い返還金

1．令和６年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力

※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

（例）令和7年度修正目標＝令和7年度当初に、令和6年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和7年度当初目標を修正したもの

過年度	A	現年度	A	合計（過年度＋現年度）	A

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達 、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2．未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数

（単位：千円）

		過年度分									現年度分							合計		
		前年度からの調定繰越額	年度中の調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ”	イ ＝アｰウ （▲＝増加を表す）	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウｰ(エ＋オ)	ウ’	エ’	オ’	カ’ ＝エ’＋オ’	キ’ ＝エ’÷ウ’	ク’ ＝カ’÷ウ’	ケ’ ＝ウ’－ (エ’＋オ’)	キ” ＝(エ＋エ’) ÷(ウ＋ウ’)	ク” ＝(カ＋カ’) ÷(ア＋ウ’)	ケ” ＝ケ+ケ’
A	令和4年度 実績	1,505	0	1,505	0	0	0	0.0%	0.0%	1,505	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	0.0%	1,505
B	令和5年度 実績	1,505	0	1,505	0	0	0	0.0%	0.0%	1,505	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	0.0%	1,505
C	令和6年度 修正目標	1,505	0	1,505	0	0	0	0.0%	0.0%	1,505	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	0.0%	1,505
D	令和6年度 実績	1,505	0	1,505	0	0	0	0.0%	0.0%	1,505	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	0.0%	1,505
E	令和7年度 計画	1,505	0	1,505	0	0	0	0.0%	0.0%	1,505	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	0.0%	1,505
F	令和7年度 目標	1,505	0	1,505	0	0	0	0.0%	0.0%	1,505	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	0.0%	1,505

（参考）未収金残高の中期目標

令和7年度末	1,505	令和8年度末	1,505	令和9年度末	1,505

3．令和6年度の取組実績・課題・改善策など

令和6年度の取組実績

【債務残高：187千円の債権について】
債務者に相続が発生したため、現在相続人の特定をするために、公用請求等を実施中である。相続人を特定し所在等を特定次第、適正な手続を図っていく。

【債務残高：1,318千円の債権について】
履行延期の特約を承認しているため、債務者あてに生活状況の確認文書を送付及び訪問により資力等の調査を進めた。

【新たな未収金発生抑制について】
生存確認を兼ねて、令和7年2月に受給権調査届を全受給者あてに送付し、全件受給権があることを確認した。

課題と改善策

【課題】
【債務残高：187千円の債権について】
相続人の特定を行う必要がある。

【債務残高：1,318千円の債権について】
履行期限の特約の承認を行った場合でも、生活状況が改善されれば返還していただくこととなるため、継続的に生活状況を確認することが必要である。

【改善策】
・履行延期の特約の承認について、延期後の期限を1年以内とし、少なくとも年1回は生活状況の確認を行う。

4．令和7年度の取組内容 …「1．令和6年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況」及び「3．令和6年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

未収金の解消に向けた取組

【債務残高：187千円の債権について】
相続人の調査を行い相続人を特定し回収に向けた手続を進めていく。

【債務残高：1,318千円の債権について】
履行延期の特約を承認しているため、債務者あてに生活状況の確認文書を送付及び訪問により、引き続き資力等の調査を進めていく。

【新たな未収金発生抑制について】
引き続き、受給権調査届を全受給者あてに送付し、受給権があることを確認する。また各市町村長あてに住民票の写しの公用請求を実施し、受給者の生存確認を行う。

未収金の発生抑制に向けた取組

今年度についても、受給者へ受給権調査届を送付し、受給権調査を実施する。また、各市町村長あてに住民票の写しの公用請求による受給者の生存確認を行う。

５．令和６年度決算見込における未収金実績の状況　（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数）

… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

（残高の単位：千円）

		回収債権										整理債権								合計
分類		① 滞納発生直後のもの （督促状未送付のもの）	② 督促状送付後、各種催告中 又は 納付交渉中のもの	③ 督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中 又は 行方不明等で所在など調査中 又は 個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	④ 【強制公】 差押手続中のもの 又は 交付要求中のもの 【非・私】 債務名義取得のため法的手続中のもの	⑤ 【強制公】 差押え後、換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取得後、強制執行中 又は 強制執行予定のもの	⑥ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、 現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	⑦ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、 現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	⑧ 換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	⑨ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、 分割納付の履行が滞り、 再度、納付交渉中のもの		⑩ 【強制公】 差押えを行ったが、換価見込のないもの 又は 換価済だが、未収金が残り、回収見込みがないもの 【非・私】 債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	⑪ 所在など調査後なお行方不明等 又は 相続人調査後なお相続人未確定 若しくは 相続人不存在確定だが、 停止の判断に至れていないもの	⑫ 債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いているもの 又は 債務者が破産手続中のもの	⑬ 債務者が破産免責決定を受けたもの	⑭ 【強制公】 法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】 法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	⑮ 【強制公】 債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】 債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	⑯ 消滅時効期間が経過しているもの		残高の合計 ＝ 上記2のD （令6実績） のケ及びケ' ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。 ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。 （その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出）
過年度	未収債権の件数			1					1		2								0	2
過年度	未収金残高			187					1,318		1,505								0	1,505
現年度	未収債権の件数										0								0	0
現年度	未収金残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数欄に分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況　…　① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

令和6年度決算見込における債務者数：2 人

令和6年度決算見込における未収債権の件数（過年度＋現年度）：2

令和6年度決算見込における未収金残高（過年度＋現年度）＝ 上記2のD（ 令6実績）のケ"：1,505

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	総務局	担当・事業所名	人事部管理課	債権整理番号（3ケタ）	005	債権区分	非強制徴収公債権（非強公）	債権名	過年度退職手当の戻入金

1．令和６年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力　※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

（例）令和7年度修正目標＝令和7年度当初に、令和6年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和7年度当初目標を修正したもの

過年度	A	現年度	A	合計（過年度＋現年度）	A

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達 、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2．未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数

（単位：千円）

		過年度分									現年度分							合計		
		前年度からの調定繰越額	年度中の調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ”	イ ＝アｰウ （▲＝増加を表す）	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ-(エ＋オ)	ウ’	エ’	オ’	カ’ ＝エ’＋オ’	キ’ ＝エ’÷ウ’	ク’ ＝カ’÷ウ’	ケ’ ＝ウ’- (エ’＋オ’)	キ” ＝(エ＋エ’) ÷(ウ＋ウ’)	ク” ＝(カ＋カ’) ÷(ア＋ウ’)	ケ” ＝ケ+ケ’
A	令和4年度 実績	326	0	326	0	0	0	0.0%	0.0%	326	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	0.0%	326
B	令和5年度 実績	326	0	326	0	0	0	0.0%	0.0%	326	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	0.0%	326
C	令和6年度 修正目標	326	0	326	0	0	0	0.0%	0.0%	326	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	0.0%	326
D	令和6年度 実績	326	0	326	0	0	0	0.0%	0.0%	326	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	0.0%	326
E	令和7年度 計画	326	0	326	60	0	60	18.4%	18.4%	266	0	0	0	0	－	－	0	18.4%	18.4%	266
F	令和7年度 目標	326	0	326	326	0	326	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	－	－	0	100.0%	100.0%	0

（参考）未収金残高の中期目標

令和7年度末	266	令和8年度末	206	令和9年度末	146

3．令和6年度の取組実績・課題・改善策など

令和6年度の取組実績

・令和6年7月　債務者の新住所を公用請求により確認
・令和6年9月　自宅調査を実施。本人不在であったが、電話で本人と会話し翌日に来庁する旨主張されたが、翌日、本人から体調不良のため来庁できないとのことであった。取り急ぎ、家計収支表を送付し9月末日までに提出する旨、本人と合意を得たが、提出はなかった。その後、何度か電話をしているが、つながっていない。

課題と改善策

【課題】
・本人が退職手当の返還について完全に納得していないことが、納付の障壁となっている。

【改善策】
・本人と対話する際には、返還の根拠等について丁寧に説明を行うこととする。

4．令和7年度の取組内容 …「1．令和6年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況」及び「3．令和6年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

未収金の解消に向けた取組

・令和7年5月下旬に自宅調査を行ったが、本人不在。令和7年6月下旬に再度、自宅調査を行う予定。
・引き続き、文書、電話、自宅訪問を行い、本人との交渉を試みる中で、返還の根拠等について丁寧に説明を行うこととする。
・分納の提案など柔軟な対応を行い、納付につなげる。
・並行して、本市債権管理・回収アドバイザーへの事前相談を行い、法的手続についても検討する。

未収金の発生抑制に向けた取組

・未収金発生の起因となる退職手当の支給額について、複数のチェックで支給額を確認することと併せて、退職登録の誤り、登録漏れなどで戻入等の発生原因となるので、所属に確実に事務処理を行ってもらうよう周知する。

５．令和６年度決算見込における未収金実績の状況　（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数）

… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

（残高の単位：千円）

分類		回収債権										整理債権								合計
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
		滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】差押手続中のもの又は交付要求中のもの 【非・私】債務名義取得のため法的手続中のもの	【強制公】差押え後、換価手続中又は換価予定のもの 【非・私】債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		【強制公】差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みがないもの 【非・私】債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等又は相続人調査後なお相続人未確定若しくは相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いているもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		残高の合計＝上記2のD（令6実績）のケ及びケ’ ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。（その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出）
過年度	未収債権の件数		1								1								0	1
過年度	未収金残高		326								326								0	326
現年度	未収債権の件数										0								0	0
現年度	未収金残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況　…　① → ② → ③　⇒　回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨　／　整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

令和6年度決算見込における債務者数：1 人

令和6年度決算見込における未収債権の件数（過年度＋現年度）：1

令和6年度決算見込における未収金残高（過年度＋現年度）＝上記2のD（令6実績）のケ’：326

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	総務局	担当・事業所名	行政部総務課（総務グループ）	債権整理番号（3ケタ）	007	債権区分	非強制徴収公債権（非強公）	債権名	過年度給与の戻入金

1．令和６年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力　※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

（例）令和7年度修正目標＝令和7年度当初に、令和6年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和7年度当初目標を修正したもの

過年度	B1	現年度	A	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達 、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2．未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数

（単位：千円）

		過年度分									現年度分							合計		
		前年度からの調定繰越額	年度中の調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ”	イ ＝アーウ （▲＝増加を表す）	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ-(エ＋オ)	ウ’	エ’	オ’	カ’ ＝エ’＋オ’	キ’ ＝エ’÷ウ’	ク’ ＝カ’÷ウ’	ケ’ ＝ウ’- (エ’＋オ’)	キ” ＝(エ＋エ’) ÷(ウ＋ウ’)	ク” ＝(カ＋カ’) ÷(ア＋ウ’)	ケ” ＝ケ+ケ’
A	令和4年度 実績	263	0	263	0	0	0	0.0%	0.0%	263	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	0.0%	263
B	令和5年度 実績	263	0	263	0	0	0	0.0%	0.0%	263	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	0.0%	263
C	令和6年度 修正目標	263	0	263	263	0	263	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	－	－	0	100.0%	100.0%	0
D	令和6年度 実績	263	0	263	0	0	0	0.0%	0.0%	263	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	0.0%	263
E	令和7年度 計画	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	0	－	－	0
F	令和7年度 目標	263	0	263	263	0	263	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	－	－	0	100.0%	100.0%	0

（参考）未収金残高の中期目標

令和7年度末	0	令和8年度末	0	令和9年度末	0

3．令和6年度の取組実績・課題・改善策など

令和6年度の取組実績

・令和6年6月　納付書送付
・令和6年7月　堺市役所に対して債務者の実情調査(現住所、公私の扶助の有無、財産の有無、職業及び勤務先の名称、収入・所得金額)を実施（回答なし）
・令和6年7月　堺市役所に対して居所について公用請求を実施（R5から変更なし）
・令和6年8月　堺市役所に対して債務者の実情調査(現住所、財産の有無、職業及び勤務先の名称、収入・所得金額)を実施（現住所はR5から変更なし、財産は無、公私の扶助は無、職業及び勤務先の名称が判明、収入・所得金額が判明）

課題と改善策

【課題】
R4年度途中から本人と接触できない状況が続いている。

【改善策】
就業状況を確認し、強制徴収を検討する。

4．令和7年度の取組内容 …「1．令和6年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況」及び「3．令和6年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

未収金の解消に向けた取組

・給与支給があった場合に差押えを行うなどの強制徴収を検討する。

未収金の発生抑制に向けた取組

特になし。

５．令和６年度決算見込における未収金実績の状況　（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数）

… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

（残高の単位：千円）

		回収債権										整理債権								合計
分類		① 滞納発生直後のもの （督促状未送付のもの）	② 督促状送付後、各種催告中 又は 納付交渉中のもの	③ 督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中 又は 行方不明等で所在など調査中 又は 個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	④ 【強制公】 差押手続中のもの 又は 交付要求中のもの 【非・私】 債務名義取得のため法的手続中のもの	⑤ 【強制公】 差押え後、換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取得後、強制執行中 又は 強制執行予定のもの	⑥ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	⑦ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	⑧ 換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	⑨ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		⑩ 【強制公】 差押えを行ったが、換価見込のないもの 又は 換価済だが、未収金が残り、回収見込みがないもの 【非・私】 債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	⑪ 所在など調査後なお行方不明等 又は 相続人調査後なお相続人未確定若しくは 相続人不存在確定だが、 停止の判断に至れていないもの	⑫ 債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いているもの 又は 債務者が破産手続中のもの	⑬ 債務者が破産免責決定を受けたもの	⑭ 【強制公】 法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】 法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	⑮ 【強制公】 債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】 債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	⑯ 消滅時効期間が経過しているもの		残高の合計 ＝ 上記2のD （令6実績） のケ及びケ’ ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。 ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。 （その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出）
過年度	未収債権の件数									1	1								0	1
過年度	未収金残高									263	263								0	263
現年度	未収債権の件数										0								0	0
現年度	未収金残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況　… ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

令和6年度決算見込における債務者数：1 人

令和6年度決算見込における未収債権の件数（過年度＋現年度）：1

令和6年度決算見込における未収金残高（過年度＋現年度）＝ 上記2のD（令6実績）のケ’：263